

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
元 年 第11号	1 . 9 . 5	<p>安易な殺処分を助長する「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」の撤廃と、茨城県動物指導センターの管理体制の抜本的な見直しを求める陳情</p> <p>茨城県は、「犬猫殺処分ゼロをめざす条例」の施行を契機として、行政の取り組みや県内外の譲渡団体の協力のもとに殺処分の減少が進み、昨年12月27日からは半年にわたり殺処分ゼロを達成するなど動物愛護行政が推進されてきた。ところが、今年6月11日に突然「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」を策定された。本ガイドラインは、策定の過程も不明、適用の時期も不明確である上、密室で行われる判定で恣意的な運用がされるおそれがあり、県の目指すべき殺処分ゼロの方向性を誤るものであり、ただちに撤廃することを求める。</p> <p>本ガイドラインによると、ほとんどの収容犬は譲渡適性がないと判断されてしまう。平成30年度には446頭の殺処分が行われたが、ガイドラインを適用すると、そのうちの18頭だけが殺処分とされ、残りの428頭は譲渡適性がなかったという判定により、殺処分数にカウントされることなく葬られることになってしまう。センター収容犬の8割は元飼い犬であり、譲渡不適性と判定し殺すのではなく、どの犬にも、譲渡の可能性、生きるチャンスを与えるべきである。収容頭数が増えたから、場所がない、人手がないといった理由で、安易に間引きするような殺処分は、条例の趣旨からしても、県民の思いにも反するものだと言わざるを得ない。</p> <p>今こそ、動物愛護管理に関する県行政自体の意識改革が必要である。動物指導センターは、収容棟の増築や人員の配置、ボランティアの協力など、生かすための提案、提言が寄せられていながら、旧態依然の管理体制が変わることなく、広い県内でただ1か所の処分施設から脱却しようという姿勢も見受けられない。眞の殺処分ゼロをめざして、動物指導センターはできる限り生かし譲渡につなげる施設に転換することを求め、下記4項目を趣旨に賛同する署名簿1,323名を添えて陳情する。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>1 「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」を即刻廃止すること。</p> <p>2 動物指導センターの敷地に犬舎を増設し、過密収容を避け個別管理を徹底す</p>	<p>全国動物ネットワーク 代表 鶴田 真子美 外1,323名</p>	保健福祉 医療

	<p>ること。</p> <p>3 県内 1箇所ではなく複数個所に保護譲渡機能を地域に分散させること。</p> <p>4 職員の増員やドッグトレーナーの雇用と、ボランティアの受け入れを行うこと。</p>	
--	--	--